

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成29年度 第1回川西市障がい者自立支援協議会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2657)		
開催日時	平成29年9月27日(水) 午後1時30分～午後3時15分		
開催場所	川西市役所 503会議室		
出席者	委員 (敬称略)	杵田会長、田口副会長、嶋川委員、篠木委員、小泉委員、田中委員 藤田委員、堤委員、中谷委員、石光委員、福丸委員、西村委員 聳城委員、増田委員、丸野委員、荒木委員、池田委員 (欠席委員) 秋山委員、西中委員	
	その他		
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、斎藤障害福祉課長補佐、 荒井	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 会長・副会長の選出 3. 構成員紹介 4. 協議事項 (1) 川西市障がい者自立支援協議会の運営について (2) 運営会議の設置について (3) 専門部会の設置について (4) 第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況について (5) (仮称) 第7次川西市障がい者福祉計画の策定について 5. 意見交換 6. 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>開 会（午後１時３０分）</p> <p>定刻になりましたので、只今から、平成２９年度第１回川西市障がい者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、川西市障がい者自立支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、健康福祉部福祉推進室の岡本でございます。会長が選任されますまでの間、私が進行を担当させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、本日ご出席いただいております構成員の皆様をご紹介させていただきます。ご紹介に先立ちまして、協議会の構成についてご説明をさせていただきます。</p> <p>昨年度におきましては、「障がい者自立支援協議会のあり方について」、２回にわたりご議論いただき、本協議会の構成及び運営方法を見直すこととなりました。この中で、協議会の構成につきましては、協議会を構成する団体及び機関等をあらかじめ定め、当該団体等から選出された構成員をもって構成することに改めました。また、協議会の安定的かつ継続的な運営を担保する観点から、構成員のうち市長が必要と認める者について、任期を定め、「常任委員」として、市長が委嘱又は任命することとしました。</p> <p>それでは、まず常任委員の皆様をご紹介いたします。</p> <table border="0"><tr><td>社会福祉法人川西市社会福祉協議会</td><td>常務理事</td><td>李田</td><td>功様</td></tr><tr><td>川西市民生委員児童委員協議会連合会</td><td>副会長</td><td>嶋川</td><td>幸三様</td></tr><tr><td>川西市身体障害児者父母の会</td><td>会長</td><td>篠木</td><td>玲子様</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>副理事</td><td>小泉</td><td>信恵様</td></tr><tr><td>むぎのめ家族会</td><td>副会長</td><td>田中</td><td>富雄様</td></tr><tr><td>阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーター</td><td></td><td>藤田</td><td>行敏様</td></tr><tr><td>兵庫県介護支援専門員協会川西支部</td><td>支部長</td><td>堤</td><td>良子様</td></tr><tr><td>ハピネス川西相談支援事業所</td><td>管理者</td><td>中谷</td><td>美江様</td></tr><tr><td>川西さくら園</td><td>園長</td><td>田口</td><td>巳義様</td></tr><tr><td>川西市障がい者自主製品販売促進委員会</td><td>委員長</td><td>石光</td><td>徹様</td></tr><tr><td>健康福祉部福祉推進室障害福祉課</td><td>課長</td><td>福丸</td><td>幸紀</td></tr></table> <p>本来なら、お一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の都合上、机上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	常務理事	李田	功様	川西市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	嶋川	幸三様	川西市身体障害児者父母の会	会長	篠木	玲子様	特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会					副理事	小泉	信恵様	むぎのめ家族会	副会長	田中	富雄様	阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーター		藤田	行敏様	兵庫県介護支援専門員協会川西支部	支部長	堤	良子様	ハピネス川西相談支援事業所	管理者	中谷	美江様	川西さくら園	園長	田口	巳義様	川西市障がい者自主製品販売促進委員会	委員長	石光	徹様	健康福祉部福祉推進室障害福祉課	課長	福丸	幸紀
社会福祉法人川西市社会福祉協議会	常務理事	李田	功様																																														
川西市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	嶋川	幸三様																																														
川西市身体障害児者父母の会	会長	篠木	玲子様																																														
特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会																																																	
	副理事	小泉	信恵様																																														
むぎのめ家族会	副会長	田中	富雄様																																														
阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーター		藤田	行敏様																																														
兵庫県介護支援専門員協会川西支部	支部長	堤	良子様																																														
ハピネス川西相談支援事業所	管理者	中谷	美江様																																														
川西さくら園	園長	田口	巳義様																																														
川西市障がい者自主製品販売促進委員会	委員長	石光	徹様																																														
健康福祉部福祉推進室障害福祉課	課長	福丸	幸紀																																														

審 議 経 過

続きまして、他の構成員の皆様をご紹介します。

伊丹公共職業安定所	統括職業指導官	西中	博幸様	
兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所				
	地域保健課長	西村	みゆき様	
兵庫県立こやの里特別支援学校	支援部長	聳城	ゆかり様	
子ども未来部子ども家庭室子育て・家庭支援課				
	課長	増田	善則様	
子ども未来部子ども家庭室子ども育成課	課長	丸野	俊一様	
	(代理出席)	主幹	河南	裕美様
教育推進部学校教育室教育相談センター	所長	荒木	浩様	
健康福祉部健幸政策室	保健師	池田	真由美様	

続きまして、本日出席させていただいております健康福祉部の職員を紹介いたします。

健康福祉部 部長の根津 でございます。

福祉推進室 室長の岡本 でございます。

障害福祉課 課長補佐の斎藤 でございます。

障害福祉課 荒井 でございます。

なお、本日、常任委員 川西市身体障害者福祉協会会長 秋山 博様からは欠席する旨の届出を頂いております。伊丹公共職業安定所統括職業指導官 西中 博幸様はまだ来られていないようですが、進めさせていただきま

す。
まず、「川西市障がい者自立支援協議会設置要綱」第4条の規定により、会長及び副会長を選出する必要があります。本来、構成員の互選により定めることとなっておりますが、皆さまのご了承を頂けるようでしたら、事務局から推薦させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、会長に、川西市社会福祉協議会 常務理事 柰田 功委員、副会長に川西市さくら園 園長 田口 巳義委員をご推薦申し上げたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

審 議 経 過

	<p>ご異議がないようですので、杳田委員を会長に、田口委員を副会長にそれぞれ選出することに決しました。</p> <p>それでは、杳田会長、田口副会長、それぞれ会長席、副会長席にお着きくださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>社会福祉協議会の杳田でございます。大変不慣れではございますが、皆様のご協力を頂きながら、障がい者支援に携わっている委員の皆様と関係機関との連携が少しでも取れるように、この協議会を通じて行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>さくら園の田口です。皆様のご意見を伺いながら、実りのある会議にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、ここからは、杳田会長に議事進行をお願いしたいと思います。杳田会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。</p> <p>まず「協議事項」(1)「川西市障がい者自立支援協議会の運営について」です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>障害福祉課の斎藤でございます。ご説明をさせていただきます前に、お手数ですが、本日配布させていただいた資料と合わせてお手元の資料を一度確認させていただきます。</p> <p>次第書、名簿、資料1、資料1-2、1-3、資料2、資料3、資料4、資料5です。次第書、名簿、資料1-2、1-3については、本日配布しております。それ以外は、先日開催案内と一緒に送付させていただいております。資料をご持参されていない場合、事務局にお声をかけてください。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、資料1「障がい者自立支援協議会の見直しについて」をご覧ください。</p> <p>昨年度の障がい者自立支援協議会では、本協議会の課題や運営のあり方について、2回にわたり協議が行われ、今年度から、本協議会の構成や運営方法を見直すこととなりました。</p> <p>協議の経過と見直しの概要をご説明させていただきます。</p> <p>まず、1番目「本市における障がい者自立支援協議会の課題」として、大きく2点ありました。</p>

審 議 経 過

1点目は、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発、改善といった協議会の設置目的が十分果たされていないことです。

2点目は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項について調査審議する「障害者施策推進協議会」との役割分担が不明確であることです。

上記の課題について、28年12月14日開催の第1回の協議会で議論され、主なご意見としまして、次の2点があげられました。

1点目は、課題ごとの作業部会が必要ではないか。相談支援部会を設け、個別支援の事例等を通して支援のあり方などについて協議するとともに、その中で明らかとなった課題や困難事例について、全体会議で協議するようにしてはどうか、でございます。

2点目は、他市では、当事者部会を設けている例もある。さまざまな障がいがあり、それぞれ支援される側の意見もあると思うので、発言できる場が必要ではないか、でございます。

そして、29年3月15日第2回協議会では、1回目の意見を踏まえて協議会の見直しの方向性が決定されました。

1つ目は、関係機関の連携を強化するため、多種多様な関係者が参加できる柔軟な会議体としてはどうか。

2つ目は、主体的なネットワークを構築するため、協議会全体の方向性や日程等について協議する少人数の会議を設けてはどうか。

3つ目は、地域課題に即した協議の場とするため、課題に応じ、関係する機関のみで協議する場を設けてはどうか。

4つ目は、地域の課題を的確に把握するため、当事者や障害福祉サービス事業所が協議会に参加できるようにしてはどうか。

見直しの結果としましては、大きく3つにまとめられました。

1点目の、「関係機関の連携強化」では、協議会を構成する団体及び機関等を定め、当該団体等から選出された者（構成員）をもって構成するよう改めました。また、協議会の安定的かつ継続的な運営を担保する観点から、構成員のうち市長が必要と認める者について、任期（2年間）を定め、「常任委員」として、市長が委嘱又は任命することとしました。本日皆様にお配りさせていただいております名簿のとおりとなっております。

また、多種多様な関係者が参加できる柔軟な会議体とするため、構成員以外の者（当事者や事業所など）の出席を求め、意見を聞くことができることとしました。主に「専門部会」への参加を想定しております。

2点目「主体的なネットワークの構築」では、障がい者自立支援協議会は、障がい者の支援に関わる地域の関係機関等が主体的に組織するものと

審 議 経 過

	<p>されていることから、協議会が自ら主体的に運営していくための仕組みとして、中核となるメンバーによる「運営会議」を設置し、地域課題の集約や協議事項の調整といった事務局機能を担うこととしました。のちほど、議題3においてご説明をさせていただきます。</p> <p>次に3点目「地域課題に即した協議の場の設置」では、課題に応じた部会を設け、実質的な協議は部会を中心として行い、構成機関すべてが参加する全体会議は、部会からの報告を踏まえ、協議する場として位置付けることとしました。</p> <p>見直し後の協議会のイメージを図でお示ししておりますので、ご参照のうえ、よろしくご協議下さいますよう、お願いいたします。</p>
会長	<p>本日は第1回の自立支援協議会、昨年度の検討を踏まえて再スタートといった形で今年度は進むということで、ご理解いただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>質問。これは当初見直す前は、何年からやっていた会議でしょうか。</p>
委員	<p>自立支援協議会は平成24年度からになります。当時のメンバーは今回のメンバーと重複するところもありますが、障がい者団体の皆様や、社会福祉協議会の方、地区福祉委員会の代表の方などを構成メンバーとして、あらかじめ全員を委員委嘱する形で設置していました。先ほど事務局からも説明がありましたが、もう一つ審議会として設けている障害者施策推進協議会と同じような会議を2回しているのではというご指摘や、主体的に自立支援協議会としての地域課題を見出すとか、解決に向けての方策を検討するというような運営ができていなかったというところがありまして、昨年見直しをご検討いただき、このような形で新たにスタートをさせていただくということになりました。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>社会福祉協議会も今までは安田会長が委員として出ていましたが、今回はより実務的より主体的にということで、私が社会福祉協議会で指名されて、また違う立場で出席ということになりました。新しい障がい者自立支援協議会ということで、委員の皆様の連携を取ることがメインになっているようですので、忌憚のない意見をよろしくお願いします。</p> <p>では(1)についてはこれで終了させていただいて、協議事項(2)運</p>

審 議 経 過

事務局	<p>営会議の設置について、事務局よろしく申し上げます。</p> <p>お手元に配布しております資料1-2「障がい者自立支援協議会「運営会議」について」をご覧ください。</p> <p>先ほど、ご説明させていただきました、協議会见直しの結果の2点目にありますように、障がい者自立支援協議会は障害者の支援に関わる地域の関係機関等が主体的に運営していくための仕組みとして、中核となるメンバーによる「運営会議」を設置し、地域課題の集約や協議事項の調整といった事務局機能を担うこととしました。</p> <p>構成員につきましては、相談支援事業者の積極的な関与が必要であるという観点から、市指定相談支援事業所である、川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター、ハピネス川西相談支援事業所、川西さくら園と市障害福祉課で構成します。</p> <p>事務内容としましては、「①地域の情報や課題を集約し、整理・分析する」ことです。個別の支援会議や相談支援事業者の活動を通じて把握した地域からの情報や課題、または行政からの情報などを集約し、整理・分析を行います。</p> <p>「②課題整理・進捗管理」です。</p> <p>①で整理した地域課題に優先順位を付け、部会等へつなぎ、協議を行います。また、協議事項の総合的な進捗管理も想定しております。</p> <p>「③協議会の運営スケジュール等の作成・管理」です。協議会全体の日程や協議事項・会議資料の調整など協議会の運営管理を行います。会議開催につきましては、随時開催で考えております。</p> <p>以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>説明は終わりました。皆様からのご意見、ご質問等お受けしますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>3番目の会議の開催ですが、事務局としては、年に何回くらいを想定されていますか。</p>
事務局	<p>定期的で開催すると縛りができてしまいますので、それぞれの機関で調整させていただき、必要に応じて月1回ないし2回、調整し行っていきたいと思います。</p>
会長	<p>月1回ないし2回、大変ご面倒をおかけすることになりますが、地域課</p>

審 議 経 過

事務局	<p>題の集約や協議事項の調整といった事務局機能といったことで、ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひします。</p> <p>他にございませぬか。とくにないようでしたら、次の「専門部会の設置について」事務局お願ひします。</p> <p>お手元に配布してあります資料1－3「障がい者自立支援協議会「専門部会」について」をご覧ください。</p> <p>専門部会は、地域の抱えた課題について、課題ごとの地域の中核的なメンバーが集まり、議論を深める場として設置します。また、実質的な協議は部会を中心として行い、構成機関すべてが参加する全体会議は、部会からの報告を踏まえ、協議する場として位置づけてあります。</p> <p>専門部会については、障がい別、課題別、地域別等、地域の実情に応じて設定することを想定してあります。必要に応じて、部会の追加や統廃合、メンバーの入れ替えは可能としてあります。</p> <p>事務内容としては、</p> <p>①社会資源の改善・開発に取り組む</p> <p>運営会議や全体会議から出た検討課題について、課題解決に向けた調査やプロジェクトを組んで社会資源の改善・開発の提案を目指します。</p> <p>②課題に応じて、定期的あるいは集中的に開催し、その結果を全体会議に報告します。</p> <p>手始めに、昨年度の協議会で提案のありました、「相談支援部会」の設置を提案させていただきたいと思っております。</p> <p>構成員につきましては、市内にある5つの相談支援事業者であります</p> <p>川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター ハピネス川西相談支援事業所 川西さくら園 プラスワンケアサポート株式会社 相談支援センター コンパッション</p> <p>と障害福祉課で構成することを考えてあります。</p> <p>ご協議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>はい、説明は終わりました。（3）専門部会の設置につきまして、ご質問ご意見ございましたらお願ひします。</p>
委員	<p>課題や部会設置など色々決めて、次の4、5の議題になるのかもしれませんが、今後どういふことを協議していくのか、スケジュールとか、何を</p>

審 議 経 過

会長	<p>話すのかもこれからなのか、ある程度は形があって進んでいくのか、説明をしてもらえると。分かってなくて申し訳ないんですけど。</p> <p>ありがとうございます。皆さんも今日だけの説明では、部会を設置するとは決まっているけど、それ以後どうなるのか、スケジュール等わからないと思いますが、事務局よろしいですか。委員からですか、よろしく願います。</p>
委員	<p>今回この相談支援部会を設けるとするのは、日ごろ相談支援の現場で一人一人の障がいのある人と接しておられる相談支事業所の方にお集まりいただくことで、個々の事例を通して、地域に共通する課題、解決すべき課題などを見出していただいて、その中で、関係機関が集まる全体会議でどのような支援が必要か、あるいは制度の改善の方向性などをお話し合いいただきたいというのが趣旨です。昨年の自立支援協議会の中で、まずはこの相談支援部会を設置してはどうかというご意見がありました。相談支援部会を動かして行って、その中で様々な課題が出てくると思います。出てきた課題に応じて、これは特別に部会を設けて集中的に協議していく必要があるだろうというものについて、それぞれ専門的な部会を設置していくことを、またこの全体会議でお決めいただければいいのではと思っています。それと今後何を協議していくかということについてですが、次第の最後の「意見交換」の中で、せっかく今日お集まりいただいていますので、今こんなことが課題になっていますといったようなことを、それぞれの機関や団体でお持ちであればお出しいただいて、運営会議の中でどれから取り組んでいくかということを決めていければと思っていますので、ご意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>割と自由に話して、何を課題にするかも含めて話し合いたいということなんですね。</p>
委員	<p>関連した同じことの質問かもしれませんが、今のご説明では相談支援部会というのは、資料の1の参考の全体像という組織図みたいなものの「〇〇部会」の一個目に当たるということですか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。全体図を見ていただくと、下の方の「〇〇部会」に関しては、一つ目は相談支援部会、今後必要であれば他の部会を設置となります。全体会議との間に運営会議、いわゆる事務局が全体会議の日程</p>

審 議 経 過

会長	<p>調整と部会で出てきた様々な課題や協議すべき事項があれば運営会議で調整して全体会議を開くといったようになります。</p> <p>よろしいでしょうか。私も同じようなことを思っていたんですが、今後部会が増えていくんだろうなと理解はしたんですが、運営会議で部会を増やしていくのか、全体会議で部会の設置を決めるのか、その辺が聞いていて曖昧だと思ったんですが、基本的には運営会議でいろんな課題を話し合う中で、こういう課題が出てくるから部会を設けましょうということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的に相談支援部会の中でいろんな課題が出てきて部会の設置の必要があれば、そこで部会を設置するということになりますが、その結果を全体会議で報告する必要があります。また逆に全体会議の中で、こういうことをもっと調査が必要となれば、部会を立ち上げることも可能です。</p>
会長	<p>相談支援部会を立ち上げて、そこで新たな課題を見つけていこうという理解でよろしいですか。</p>
委員	<p>補足を。どんな部会を設けるかというのは、やはり全体会議の場で決めていただく必要があると思います。勝手に次々部会ができていくというのもおかしな話ですので。どういう部会を設置して、どんな課題について協議していただくのかというのは、この全体会議の場でお決め頂きたいと思っています。ただ、じゃあこんな部会を設置してはどうかという提案については、委員の皆様が全体会議の場で提案頂いても結構ですし、相談支援部会の協議の中で新しい部会の案が出てくれば、運営会議からの提案として全体会議に諮らせていただければと思っています。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっと確認というか、私自身障がいを持つ当事者なんですが、障がい者にとって自立というのは大変なものなんです。それを課題が出て部会で検討して、そのあと全体会議にかけて、全体会議の後はどうするのか。何か反映するまで考えられるのか。会議の結果どのように持っていく会議なんだろうかと、素朴な疑問です。すごく立派な方がいっぱい見えていて、話し合うだけで結論なのか、例えば市ではこうやって行こうとか、そこまで持っていってもらえるような会議になるのかなという質問で</p>

審 議 経 過

会長	す。
委員	部会で話し合った内容が、どう活かされていくのかといったことだと思うんですけど。事務局どうですか。
会長	最初の説明で、これは審議会ではないという趣旨のお話をさせていただいたと思いますが、行政、主に市に対してこうして下さいというのではなく——勿論、市の施策として反映すべきことも当然あると思うので、協議会の提案として市に対して施策として取り入れてほしいとご提案いただくのは、まったく問題ないですし歓迎すべきことと思いますが——この協議会は関係機関の集まりです。それぞれの機関としてどういう対応ができるのかという知恵を持ち寄って何らかの解決策を見出していくというのが本来の趣旨ではないかと思っております。
事務局	ということで、相談支援部会も各事業所さんと市の障害福祉課もいらっしゃる。行政も事業所もいる、障がい者支援に携わっている団体が集まって課題を言い合って、それぞれの団体がプラスになるようなことがないか、実際に話し合って、それを実行していくように持っていくのかなと今の話を聞きながら感じたところなんです、そんな感じでもよろしいでしょうか。資料に書いてあるように、「自主的な場」とあるので、皆さんで集まって自分でできることは何かというようなことを探り合っていこうという会議のかなと今感じています。
	他にご質問等ございますか。 他にないようですので、次に（４）第６次川西市障がい福祉計画の進捗状況について、事務局お願いします。
	資料２「第６次川西市障がい者福祉計画の進捗状況について」をご覧ください。 「川西市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第１１条第３項に定める市町村障害者計画であり、生活支援、住宅、保健・医療、相談体制、教育・療育、就労支援、社会参画、まちづくり、バリアフリー、コミュニティ等について、施策の目標や方策について定めたものです。現在の計画は、平成２７年度から２９年度までの３か年を計画期間としています。 今回の計画では、三つの基本目標に沿って、各事業を実施しています。 １ページから１３ページまでが、基本目標１「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」に沿って実施している６３事業、１４ページから

審 議 経 過

21ページまでが、基本目標2「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」に沿って実施する33事業、22ページから28ページまでが、基本目標3「ともに支え合う地域づくり」に沿って実施している34事業です。

それぞれの基本目標ごとに、評価や進捗状況等の集計を冒頭に記載するとともに、事業ごとの実施状況等を一覧で記載しています。

一覧表では、左から、事業ごとのコード番号、事業の名称と概要、事業を担当する部署、28年度末現在の「評価」と「進捗状況」、29年度以降の「実施見込み」及び「現状と課題」を記載しています。

評価については、各事業を担当する部署が、4段階で自己評価したもので、「A」は目標に沿って施策を実施することができ、目標を達成することができたもの、「B」は目標に沿って施策を実施できたが、目標達成に向けてさらなる推進が必要なもの、「C」は目標に沿った施策展開ができなかったもの、「D」はいずれにもあたらないものを表しています。

なお、★印を付した事業は本計画における新規施策を表しています。また、同じ施策でも複数の課にまたがって実施しているものがありますが、それぞれの課ごとに進捗状況や評価を記載しているため、同じ施策でも担当課によって評価が異なるものもあります。集計表において、実際の施策数と施策数の合計が一致しないのは、このためです。

それでは、主なものを抜粋してご説明します。

まず、基本目標1「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」です。

1ページの施策コード11103「手話通訳者の設置」では、障害福祉課の窓口には、従来から手話通訳者を1名配置していますが、より専門性の高い意思疎通支援を提供することができるよう、29年度から、雇用形態を臨時職員から嘱託職員に変更し、支援体制の強化を図ることとしております。

4ページの施策コード11117「精神障がい者に対する福祉的支援」では、精神障がいに関する相談の増加等に対応するため、29年度から、障害福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員することとしております。

7ページの施策コード12201「共同生活援助事業の実施」では、グループホームの供給拡大を図るため、グループホーム新規開設サポート事業補助を実施しており、28年度の補助実績は2件となっております。

11ページの施策コード14102「障がい児(者)地域生活・就業支援センター機能の強化」では、障がい者やその家族などからの相談に応じ、

審 議 経 過

さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う総合的な相談支援窓口として、従来の「障がい児（者）地域生活・就業支援センター」に加え、昨年10月、社会福祉法人正心会への委託により、新たに「ハピネス川西相談支援事業所」を開設し、相談支援体制の充実を図っております。

13ページ、施策コード14305「法人後見に対する支援の検討」では、障害福祉課、福祉政策課それぞれで、支援のあり方を検討しておりますが、残念ながら効果的な支援策を見出すことができていない状況です。近隣市の状況や関係機関のご意見等を伺いながら、引き続き、検討していきたいと考えています。

同じページの施策コード14307「障害者差別解消法への対応」では、昨年8月に市職員に対する対応要領を策定するとともに、庁内連絡会議を本年4月に設置し、全庁的な推進を図ることとしています。

次に、14ページ、基本目標2「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」です。

施策コード21104「保育所等訪問支援の実施」では、サービスが円滑に利用できるよう、保育所や学校等と保護者及び事業者間の実施手順等を定め、関係機関への周知を図っております。

15ページ、施策コード21109「サポートファイルの活用」では、28年度、障害福祉課をはじめ、関係機関の窓口等で約130冊のファイルを配付しております。今後、障害児通所支援の利用者に対するチラシの配布など、さらなる利用促進を図っていきたいと考えています。

次に、22ページ、基本目標3「ともに支え合う地域づくり」です。

25ページ、施策コード31304「障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討」です。これは、障がい者（児）が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報を登録する制度の創設を検討するという内容ですが、検討を進めてはおりますものの、制度化には至っていない状況です。計画期間内の制度化に向け、引き続き、検討していきたいと考えています。

27ページ、施策コード32205「障害者差別解消法に関する民間事業者への周知」です。啓発パンフレットの配布やホームページ、広報誌への掲載のほか、企業人権問題啓発推進協議会での講演など、あらゆる機会をとらえ、周知に努めており、引き続き、取り組んでいきます。

28ページ、施策コード33204「障がい者自立支援協議会の運営」では、協議会の活性化を図るため、協議会組織の見直しについて協議が行われ、29年度から、新たな構成による協議会を組織することとなり、立ち上げの準備を行っているところです。

審 議 経 過

	<p>以上、第6次障がい者福祉計画に掲げている事業のうち、主なものについて説明させていただきました。</p>
委員	<p>25ページの31304「障がい者（児）緊急時事前登録制度」について、例えば障がい者が携帯電話を持っているとして、家族が番号をわかっている場合で、大体いる場所がわかると思うんですが、この制度の登録をしないとそういった探索もダメということですか？</p>
委員	<p>どんな仕組みですかということも含めて検討になるんですが、モデルになっているのは認知症SOSでして、その仕組みの枠を広げて障害のある人も対象者に含めるというのが基本的な考え方です。あらかじめ個人情報——お写真や体格など個人が特定できる情報——を市がお預かりして、行方不明になった場合は警察や地域の自治会や民生委員に提示をすることで早期に見つかるように、搜索が円滑に行くようにするといったような制度です。</p>
委員	<p>登録というのは顔写真を市役所に登録するということですか？当事者の持っている携帯電話の番号を登録するのか？</p> <p>携帯電話の電源が入っていれば基地局とコンタクトをとっているんで、どのエリアにいるか分かる、というようなことですか。登録していないと探せないということですか？</p>
委員	<p>そういうものではありません。これは、人海戦術で探す際に活用するというものです。</p>
委員	<p>先ほど言われたものではないんですが、8ページ12203「福祉ホーム事業の実施」について、これは川西市にあるものですか、こういったものですか。</p>
事務局	<p>福祉ホームというものは、全国的に数が少なくなっていて、近隣では三田市にある宝塚三田病院が持っていると思います。障がい者が部屋を借りにくいものを補完するもので、障害福祉サービスのグループホームとは違い、あくまで低額で部屋のみを貸すといったものです。市内にはもちろんありませんし、近隣市でもほとんどないのではないかと思います。</p>
委員	<p>福祉ホームに入ったら、食事とかも全部自分で賄うという、普通のアパ</p>

審 議 経 過

事務局	<p>ートを安く借りれるといったようなものですか？</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>事前に資料を送ってもらったけど、これの検討を今日するんですか？</p>
委員	<p>今回この資料をお出ししたのは、川西市が障がい者施策として取り組んでいる、これがほぼすべてと考えていただけたらいいかと思います。これを見ていただけたら、今どういった施策をしていて、どういった進捗状況かといったことは概ね把握していただけるのが一つと、後で事務局から説明がありますが、次の計画が来年から始まりまして、その策定作業を障害者施策推進協議会で審議を頂いているところですが、その新しい計画について自立支援協議会の意見を聞くように努めるものとするというのが、障害者総合支援法でも規定されているので、新しい計画の案ができれば、この会議の場でご意見を頂くこととなりますので、その前段として今の計画の状況をご報告させていただいているところです。</p>
事務局	<p>次に、資料3「第4期障がい福祉計画の進捗状況について」をご覧ください。</p> <p>第4期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量を定めたものです。</p> <p>本市では、先ほどご説明した「第6次障がい者福祉計画」と一体的に策定しています。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>第4期障がい福祉計画では、平成29年度に達成すべき成果目標として、大きく三つの項目について設定しています。</p> <p>一つめは、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標です。</p> <p>この目標は、地域生活への移行者数と施設入所者の削減数の二つの目標で構成されており、地域生活への移行者数については、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域での生活に移行することを目標としております。数値で表しますと、基準値である25年度末時点の施設入所者数113人の12%以上に相当する14人が地域生活に移行することを目標としていますが、28年度中に地域移行された方はありませんでしたので、移行者数は、前年実績と同じ2人にとどまっており、目標値とは</p>

審 議 経 過

大きな隔たりがある状況となっております。

また、施設入所者の削減数については、25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを目標としております。数値で表しますと、基準値である25年度末時点の施設入所者数113人の4%以上に相当する5人を削減することを目標としておりますが、28年度末時点の入所者数は103人となっております。これは、基準値から10人の削減であり、現時点では目標を大きく上回る実績となっております。

二つめは、地域生活支援拠点等の整備に関する目標です。

障害者の地域での暮らしの安心感を担保するため、緊急時の受け入れ体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりの機能を集約し、グループホーム等に付加した拠点を1か所整備することを目標としております。

28年度末時点では、未整備となっておりますが、一定整備の方向性は固まりつつありますので、しかるべき時期に、改めてご報告したいと考えております。

三つめは、福祉施設から一般就労への移行等への目標です。

この目標は、一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率、以上三つの目標で構成されています。

一般就労への移行者数については、就労移行支援事業等を通じて、29年度中に一般就労に移行する人数を24年度実績の2倍以上とすることを目標としております。

数値で表しますと、基準値である24年度の一般就労への移行者数7人の2倍に相当する14人が一般就労に移行することを目標としておりますが、28年度の実績は、15人となっており、現時点では目標を達成できている状況となっております。

次に、就労移行支援事業の利用者数については、25年度末時点の利用者数から6割以上増加させることを目標としており、数値で表しますと、基準値である25年度末時点の利用者数9人の6割以上増加に相当する15人を目標値としておりますが、28年度末時点の利用者数は20人となっており、こちらも現時点では目標値を上回る状況となっております。

最後に、就労移行支援事業を行う事業所ごとの就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上とする目標です。

本計画の策定時点では、市内に2か所の就労移行支援事業所がありましたので、うち1か所が就労移行率3割以上となることを目標として定めましたが、27年度末までに2カ所の事業所は廃止または休止となり、現在

審 議 経 過

	<p>市内には、就労移行支援を行う事業所がない状況となっております。</p> <p>今後、市内での事業所整備が行われるよう、市として採り得る方策を検討していく必要があると考えております。</p> <p>4ページから7ページまでは、障害福祉サービスや障害児通所支援などのサービスごとの見込量と実績、8ページから11ページまでは、地域生活支援事業のサービスごとの見込量と実績について記載しております。</p> <p>多岐に渡っておりますので、個々の説明は省略させていただきますが、利用者数が極めて少ないものを除き、概ね見込み量を達成、もしくは大きく上回る利用実績となっております。</p> <p>以上、第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況についてご説明いたしました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。説明は以上となります。資料3についてご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>4ページに訪問介護とありますが、訪問看護が載っていないのはどういうことですか？</p>
事務局	<p>訪問看護は障害福祉サービスではなく、医療ですので、計画には載っておりません。</p>
会長	<p>また何かありましたら、次の意見交換でということをお願いして、次に行かせていただきます。</p>
事務局	<p>(5) (仮称) 第7次川西市障がい者福祉計画の策定について、事務局お願いします。</p>
	<p>では、(仮称) 第7次川西市障がい者福祉計画の策定について、説明をさせていただきます。</p> <p>さきほど進捗状況をご説明しました、第6次障がい者福祉計画は、本年度末で計画期間が終了するため、来年度からの新しい計画を策定する必要があります。今後、皆さまにご協議いただきながら新しい計画の策定を進めていきたいと考えておりますが、それに先立ち、いくつかご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>「資料4」をご覧ください。</p> <p>「1. 計画の位置づけ」です。</p> <p>「川西市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に</p>

審 議 経 過

基づく「市町村障害者計画」であるとともに、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び、平成30年4月1日に施行される改正児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含する計画です。

障害者基本法に基づく市町村障害者計画は、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

法律上、計画に定めるべき事項は明記されていませんが、障害者基本法では、市が行う施策は、障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要があるとされており、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する障害者基本計画及び都道府県が策定する都道府県障害者計画を基本とされています。

現行の「第6次川西市障がい者福祉計画」では、「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」、「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」、「ともに支えあう地域づくり」を基本目標として定め、生活支援、住宅、保健・医療、相談体制、教育・療育、就労支援、社会参画、まちづくり、バリアフリー、コミュニティ等について、市が行う施策全般について、その目標や方策について定めております。

一方、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保や、これらの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされており、障がい者や障がい児が利用することのできるサービスについて、提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込み量を定める計画となっています。

次に、「2. 計画の期間」です。

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」については、計画の期間について法律上の規定はありません。川西市では、初めての「障がい者福祉計画」として、平成10年度から14年度までの5年間の計画として策定し、その計画を改定する形で、平成15年度から20年度までの6年間の計画を策定しましたが、平成18年に障がい者福祉制度の大きな改革となる障害者自立支援法が施行されたため、計画期間の途中でしたが、計画を一部改定し、改めて、平成18年度から20年度までの3年間の計画としました。以降は、3年間の計画として改定を重ね、現在に至っています。

一方、「市町村障害福祉計画」は、厚生労働大臣が定める基本指針で3年

審 議 経 過

を1期として作成することとされており、障害者自立支援法が施行された平成18年度から3年ごとに計画を重ね、現在、第4期の最終年度を迎えています。また、「市町村障害児福祉計画」は、来年4月1日から施行される改正児童福祉法の規定により、新たに作成が義務付けられたもので、市町村障害福祉計画と同様、3年を1期として作成することとされています。

なお、本市では、従来、市町村障害者計画と市町村障害福祉計画を一体的に策定してきたため、いずれも3年間の計画として定めてきましたが、市町村障害者計画は、市町村における障がい者のための基本的な計画として策定するものとの趣旨を踏まえると、中長期的な視点に立った施策を立案し、計画的に推進していくことが求められていると考えられます。一方、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画については、基本指針により、市町村障害者計画と調和が保たれたものとする必要があるとされており、それぞれの計画の対象期間に差異があると、考え方などに若干の相違が生じる可能性があります。

こうしたことから、次期、第7次川西市障がい者福祉計画では、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定するとの枠組みは維持しつつ、本市における障がい者施策の基本的な計画として、中長期的な視点に立った計画であるとの位置づけを明確にするため、障害福祉計画及び障害児福祉計画の2期分に相当する6年間の計画として策定することとし、折り返し時点となる第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の終了時に、総合的な中間評価を行うこととしたいと考えております。

次のページをお開き下さい。

次に、「3. 国の定める基本指針について」です。先ほど、ご説明しましたように、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、厚生労働大臣が定める基本指針に即して作成することとされております。

平成30年度から32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めた基本指針は、本年3月31日付で告示されましたので、そのうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定について、概要をご説明します。

今回の基本指針において、市町村が計画に定めるべき目標は、大きく五つの項目が掲げられています。

1点目は、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標です。

この目標は、現在の計画と同様、地域生活への移行者数と施設入所者の削減数の二つの目標で構成されており、地域生活への移行者数について、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域での生活に移行する

審 議 経 過

ことを基本とするとされております。

数値で表しますと、基準値である28年度末時点の施設入所者数103人の9%以上に相当する10人が地域生活に移行することを目標とする必要があります。

また、施設入所者の削減数については、28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とするとされており、数値で表しますと、基準値である28年度末時点の施設入所者数103人の2%以上に相当する3人を削減することを目標とする必要があります。

2点目は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標です。今回の計画からの新規項目で、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とするとされております。

3点目は、地域生活支援拠点等の整備に関する目標です。

現在の計画と同様、市町村又は都道府県が定める障害保健福祉圏域において1か所整備することを基本とするとされております。

4点目は、福祉施設から一般就労への移行等に関する目標です。

この目標は、一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率、就労定着支援による職場定着率、以上四つの目標で構成されています。

一般就労への移行者数については、就労移行支援事業等を通じて、32年度中に一般就労に移行する人数を28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とするとされております。

数値で表しますと、基準値である28年度の一般就労への移行者数15人の1.5倍以上に相当する23人が一般就労に移行することを目標とする必要があります。

次に、就労移行支援事業の利用者数については、28年度末時点の利用者数から2割以上増加することを目指すとしており、数値で表しますと、基準値である28年度末時点の利用者数20人の2割以上増加に相当する24人を目標とする必要があります。

次に、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が、全体の5割以上となることを目指すとの目標は、現在の計画と同様の目標値となっております。

次に、就労定着支援による職場定着率に関する目標で、今回の計画からの新規項目となっております。

就労定着支援とは、平成30年度から新たに創設される障害福祉サービスの一つで、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族と

審 議 経 過

の連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスです。

基本指針では、このサービスによる各年度の支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とするとされています。

5点目は、障害児支援の提供体制の整備等に関する目標です。

この目標は、四つの項目から構成されており、一つ目は、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とするとされています。児童発達支援センターとは、通所による障がい児への療育とともに、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助や助言を併せて行う、地域の中核的な療育支援施設です。本市では、川西さくら園が児童発達支援センターの指定を受けております。

二つ目は、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされています。本市では、川西さくら園をはじめ、3カ所の事業所で保育所等訪問支援が実施されています。

三つ目は、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とするとされています。なお、基本指針では、重症心身障害児の支援には専門性を必要とすることなどから、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保でも差し支えないとされています。

五つ目は、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とするとされています。

以上が、厚生労働大臣が定める基本指針のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定の概要です。

次に、「資料5」をご覧ください。

障害者総合支援法及び児童福祉法の主な改正内容でございます。

まず、障害者総合支援法では、1点目として、自立生活援助の創設です。

これは、施設入所支援又は共同生活援助を利用していた者等を対象として、居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の援助を行うサービスを新設するものです。

2点目は、就労定着支援の創設です。

これは、就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された者について、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行うサービスを新設するものです。

審 議 経 過

3点目は、重度訪問介護の訪問先拡大で、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者であって医療機関に入院した者について、入院中の医療機関において一定の支援を受けることができるようにするものです。

4点目は、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大です。

これは、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行するに当たって、新たに利用者負担が生じることへの対応として、65歳に至るまで相当の長期間にわたり一定の障害福祉サービスを利用してきた者であって、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設けるものです。

5点目の補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）は、成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、「購入」より「貸与」の方が適切と考えられる場合に限り、「貸与」の活用を可能とするものです。

6点目は、共生型サービスの創設です。

これは、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する場合に、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用しなければならない場合があるといった問題への対応として、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に、新たに共生型サービスを位置づけるというものです。

次に、児童福祉法の子な改正内容です。

1点目は、居宅訪問型児童発達支援の創設です。

これは、重度の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な者について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うサービスを新設するものです。

2点目は、保育所等訪問支援の支援対象拡大で、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児を対象者として追加するものです。

3点目は、医療的ケアを要する障がい児に対する支援です。

これは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な障がい児が、適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、自治体において、これらの支援を行う機関との連携促進に努めなければならないことが規定されたものです。

4点目は、障害児福祉計画の作成です。

すでにご説明しておりますとおり、厚生労働大臣は、障害児通所支援等

審 議 経 過

	<p>の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村及び都道府県は、当該指針に即して、障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を定める障害児福祉計画を新たに策定することとされたものです。</p> <p>なお、これらの改正は、平成30年4月1日に施行されますが、児童福祉法の改正内容のうち、医療的ケアを要する障がい児に対する支援に関する項目は、平成28年6月3日に施行されております。</p> <p>第7次障がい者福祉計画の策定にあたり、本年3月に実施しましたアンケート調査や、8月19日と26日に開催しましたワークショップで集約しました障がい者の生活の状況や地域の課題、サービスに対するニーズ等様々な意見を、計画に反映できるよう現在素案を作成しているところです。今後、素案を障害者施策推進協議会で協議していただき、11月中をめどに最終的な計画案に仕上げていきたいと考えております。この間、障がい者自立支援協議会のご意見もお聞きする予定にしております。また、市議会に計画案をお示しし、議員の意見をお伺いするとともに、パブリックコメントを実施することとしております。</p> <p>こうした手続きを通じて、来年2月ごろをめどに計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>「(仮称) 第7次川西市障がい者福祉計画の策定について」のご説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>ご質問等ございますか、ないようでしたら、協議事項5の「意見交換」に移りたいと思います。</p> <p>名簿の上の方にある常任委員の皆さんは、まさに障がい者支援に携わっている方ですので、実際に携わっている中で課題とかもありますでしょうし、今回課題だけでも言っていただいたら、次にうまく進んでいくのかなと思うんですが、いかがでしょう。</p>
委員	<p>すごく漠然とした言い方ですが、重度障害者福祉サービスとかそういった言葉が出ているけど、どうして障害者福祉サービスがいるのか、基本的にハンディキャップがある人へのサービスはここが違うと思うんですよ。何で特別支援学級が必要なのか、どうして特別支援学級を国とかの制度でお金を使って必要なのかということをお先生に尋ねるんですが、先生たちは与えられた仕事だから何で必要なのか考えなくてやっていたと。でも必要だから、親も生徒もやっていたいでいるので、討論はいりません。今日来られている障がい者福祉に関心を持っておられる人には各々、親御さん</p>

審 議 経 過

	<p>の立場とか分かっておられると思うけど、右側に座っている人（行政関係）は何でこういう仕事をしているのかなってちょっと考えてほしい。ハローワークは来ていないけど、就労支援、就労支援と言うけど、障がい者の施設からうまくいっている例って、僕の聞いている中でほとんどない。しんどい目にあってやめてしまっている人も多い。それは景気の動向にも左右されると思うんです。景気が悪いのに障がい者雇用やって、そういう余裕のないところに行って、何で俺らが面倒見なあかんねんとか、悪循環とかが心配だねと、そういうことを私は考えていますという報告です。</p> <p>もう一個、共生型サービスというのも難しいと思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。なんでも困ったときは基本に戻る。何のためにやっているのか、というのは大事なことだと思います。社協は、障害のある方も高齢の方もすべての方みんなが、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会を目指すことを目標にやっています。皆さんが生きやすい社会を目指していくためにやっているのかなと思います。先ほどの委員の言葉を聞きながら、基本に戻らないといけないなと思っている次第です。</p> <p>今回、自立支援協議会が生まれ変わるということで、新しい協議会になるということなんですが、阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーターとして、他の市のやり方とかご存知でしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>三田市はくらし部会で地域移行について協議したり、仕事部会などがあります。宝塚市も同じような形だと思います。猪名川町も。伊丹市は他と違って部会ではなく検討会という形式で特殊だと思います。去年は工賃検討会や精神の地域生活など。部会で話すこともなくなり、形骸化してきていることから、部会形式ではなく、今必要な議題について検討する会としているようです。川西に合った形ができればと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ハピネス川西相談支援事業所はどうでしょうか。新しく相談支援事業を始められたということですが。</p>
<p>委員</p>	<p>去年の10月から始めたばかりですが、すでに様々な課題がありました。相談支援事業者だけで定期的な会合はあり、話し合いをしています。課題はたくさんあります。相談支援部会で話し合っていければと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>保健所（伊丹健康福祉事務所）に聞きたいんですが、以前分室が川西に</p>

審 議 経 過

	<p>あったときに、そこでデイケアをやっている、家族会の会員間でも、とても評判が良かったが復活しないのかどうか。</p>
委員	<p>昭和63年から、どこの保健所でもやっていたんですが、法律が変わり、県から市へと役割が変わってきました。全国的にも見ても、現在は保健所がデイケアをやっているところはありません。</p>
委員	<p>そういうことではなく、復活はしないのかということ。何故評判が良かったものがなくなるのか、法律とか難しい話はいいいので、復活しないのかどうか聞きたい。</p>
委員	<p>保健所では、復活はないということになります。</p>
会長	<p>本日予定しておりました、議事はすべて終了しました。 事務局から連絡事項等ありませんか。</p>
事務局	<p>次回の障がい者自立支援協議会は、次期障がい者福祉計画の素案を皆様にご提示したいと考えておりますので、日程が決まりましたら、改めて文書でお知らせしますので、よろしくお願いいたします。 また、お車でお越しの方は、駐車券をお渡しいたしますので、お帰りの際事務局までお申し出ください。</p>
会長	<p>これを持ちまして、平成29年度第1回川西市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。</p> <p>閉 会（午後3時15分）</p>